

NEWS RELEASE

No. 24-17

2025年2月18日

(公財)損害保険事業総合研究所

2月25日発刊「損害保険研究」第86巻第4号のご案内

損保総研は、機関誌「損害保険研究」第86巻第4号を2月25日に発刊いたします。同誌の発刊は、5月、8月、11月および2月の年4回です。

今号には、「損害保険研究」の査読済み論文として3本目となる論文を掲載しています。日本の損害保険業を対象として、保険サービスの品質を「苦情件数」で測定することにより保険会社の生産性分析を行った論文です。この論文は、損保総研の「損害保険研究費助成制度」の助成成果論文でもあります。

請求権代位に基づき保険者に移転する権利の範囲について、ドイツおよび英国の判例・学説を分析する山下友信先生の研究論文を掲載しています。日本の代位に関する解釈論の構築の基礎となる比較法的考察として、保険法の研究にはもちろん、請求権代位について理解する必要がある実務家にも必読の論文です。

連載中の特集企画「保険法研究への誘い―保険法研究方法論の現在地の言語化の試み―」では、今号には、「米国保険法研究の始め方」を掲載しています。研究に活用することを推奨されている文献の主なものを損保総研附属図書館に収蔵していますので、ご利用ください。

トア再保険株式会社の協賛・寄付を受けて開催した講演会「リスクコミュニケーションの基本と実践 ― 7つの誤解と正解―」の講演録も掲載しています。

今号に掲載する論稿の概要は、以下のとおりです。

<査読済み論文>

苦情件数を含めた損害保険業の生産性分析

同志社大学商学部准教授 中岡孝剛氏

近年、顧客本位ではない損害保険業の経営慣行が明らかとなり、保険市場の信頼回復が重要な政策的な課題となっている。また、人口減少化社会に直面する中で、経営基盤を強化し、持続可能なビジネスモデルの構築が求められている。保険サービスの質としての顧客満足度と事業収益の両軸を強化することは、持続可能なビジネスモデルの構築において重要な課題である。このような課題に対して、本稿では、苦情件数を保険サービスの質の代理変数として採用し、データ包絡分析モデルにおける望ましくない産出として取り扱い、「収益強化」と「保険サービスの質的向上」の両軸を考慮した生産性分析のモデルを提示し、生産性変化の測定を実施する。分析の結果、モデルに苦情件数を含めた場合と含めない場合では、生産性の測定結果に相違が生じることが明らかとなり、我が国の政策的課題に対して新たな定量的ベンチマーキングの提供が可能であることが明らかとなった。

<研究論文>

請求権代位により保険者に移転する権利の範囲 — ドイツ法および英国法を素材とする考察 —

東京大学名誉教授 山下友信氏

保険法25条は、請求権代位に基づき保険者に移転する権利の範囲について差額説の立場に立つ規定として立法されたが、本稿は、この規定の下でどのような解釈問題が生じるかの研究の基礎的準備作業として、ドイツおよび英国におけるこの問題に関する判例・学説の展開を紹介・分析するものである。人身傷害保険に係る代位については、保険法施行後も、最判平成24年2月20日民集66巻2号742頁の裁判基準差額説が裁判実務で定着しているが、保険法25条の解釈として、人傷基準差額説が妥当するという見解もなお有力に見られ、議論は完全には決着していない。このような混迷は、差額説というものがどのようなものであるかの研究が従来必ずしも十分でなかったことにも原因があると考えられるのであり、本稿における比較法的考察は、わが国の代位に関する解釈論の構築のための基礎となり得るものである。

<研究論文>

(特集)保険法研究への誘い—保険法研究方法論の現在地の言語化の試み(第4回)

米国保険法研究の始め方

岩手大学人文社会科学部教授 深澤泰弘氏

本稿は、これから米国保険法の研究をやってみようと思っている方(特に、大学で「研究」を始めたばかりの大学院生等)を対象に、筆者の日頃の研究スタイルをベースにして、米国保険法研究の始め方について説明しているものである。具体的に、まずは米国保険法の特徴について概説している。これは米国保険法が、前回までのフランス保険法、ドイツ保険法とは大きく異なる特徴を持つ(それゆえに、その点に注意する必要がある)からである。次に、研究を行う(論文を書く)ために必要な文献を集めるために、どのような文献(体系書やケースブック、リステイトメント等)を見るべきか、そしてどのようなデータベース等を用いるべきかについて説明している。また、理論的で示唆に富んだ良い論文等に出会うためには、誰の論文等から読むのが良いかといった点等についても言及している。

<研究論文>

医療における人工知能利用と不法行為責任

大阪大学大学院医学系研究科助教 中塚敏光氏

医療分野におけるAI導入には多くの利点があると考えられ、現在AIの活用が積極的に推進されている。その一方で、AIの利用には特有のリスクがあり、これによる誤作動が医療事故につながる可能性がある。AIを用いた医療において事故が生じた場合の不法行為責任のあり方についてはなお未解決の問題である。本研究では、医師・医療機器製造者等の不法行為責任について、先行研究及び我が国のガイドラインやEUのAI法等の規範を参照し検討を行った。その結果、医療においては、AIは補助的な役割を果たすに過ぎず、医行為の主体である医師が原則的に不法行為責任を負うが、例外的に医師の免責が認められる可能性があることが示唆された。また、医療機器製造者の製造物責任に関しては、上記規範で要求される基準を満たさない場合には、AI医療機器の欠陥が認められる可能性が示唆された。さらに、欠陥と権利侵害との因果関係がいかなる場合に求められるかを合わせて検討した。

<講演録>

リスクコミュニケーションの基本と実践 — 7つの誤解と正解 —

放送大学大学院文化科学研究科 生活健康科学プログラム教授 奈良由美子氏

リスクコミュニケーション(リスコミ)の事例も紹介しながら、「リスコミとは何か」に関する7つの正解を示す。

- ① リスコミとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動のこと。
- ② リスコミはリスクへの適切な対応のために行われる。その本質は信頼。
- ③ リスコミは広報、広聴、対話からなる。インテリジェンス機能が必須。
- ④ リスコミは学術的にも蓄積ある知識体系。理論・知識と実践・スキルの調和が重要。PDCA。
- ⑤ リスコミでは、原則(科学的、迅速性、透明性、一貫性、共感、ステークホルダーはリスク対策のパートナー等)を貫く。
- ⑥ リスコミ(広義)は有事のクライシス・コミュニケーションを含む平時からの営み。普段が大事。
- ⑦ リスコミは経営トップに直結あるいは近いところに位置しつつ、関連部局に横断的に関わる。

<損害保険判例研究>

「損害保険判例研究会」判例報告

示談代行後の被害者に対する保険料不払免責の主張

静岡地裁令和5年4月28日判決

令和4年(レ)第53号 損害賠償等請求控訴事件, 判時2564号27頁

北海道大学大学院法学研究科教授 三宅 新氏

後遺障害逸失利益についての定期金賠償の適否 — 最判令和2年7月9日を踏まえて —

名古屋地裁令和4年10月18日判決

令和元年(ワ)5288号 損害賠償請求事件, 交通事故民事裁判例集55巻5号1418頁, 自保ジャーナル2143号26頁

弁護士・公認不正検査士(シティユーワ法律事務所) 武田涼子氏

本件に関するお問い合わせ先

公益財団法人損害保険事業総合研究所

「損害保険研究」編集室 sonpo-kenkyu@sonposoken.or.jp

『損害保険研究』購入・新規定期購読申込み

<https://www.sonposoken.or.jp/portal/category/item/publications/magazine/>